

## 仕様書等の一部訂正について

令和5年3月31日付けで公告を行った、「1192林班治山工事」の仕様書等について、下記のとおり訂正します。

令和5年3月31日

分任支出負担行為担当官  
留萌南部森林管理署長 森本 和則

### 記

#### 仕様書等 1

##### 請負負託仕様書

##### 工種－現道補修

【削除】 種別－砂利敷 44.00m<sup>3</sup> モーターグレーダ3.1m級排出ガス対策型（第一次基準値）

##### 金額抜単価表

【削除】 7031、7032、7033

【追加】 7036、7037

#### 治山工事現場説明書

##### ○積算に用いた設計条件

##### ⑦一般管理費（前払金支出割合による補正）

【誤】 補正有

【正】 補正無

##### ⑨工期の設定

【誤】 標準工期

【正】 186日

# 請負付託仕訳書

工事名 1192林班治山工事

留萌南部森林管理署 本署

工 種	種 別	数 量	単 位	摘 要
	工 種 計			
現道補修	現 道 補 修	1.00	式	
	現道補修	38.00	m3	0~40mm
	現道補修	6.00	m3	0~80mm
	砂利敷	44.00	m3	モーターグレーダ3.1m級排出ガス対策型(第一次基準値)
	工 種 計			
直接工事費計				
共通仮設費(積上げ計上)	敷鉄板運搬費	1.00	式	総重量9.6t基地~現場L=27km 積込・取卸費含む
定率現場環境改善費		1.00	式	
共通仮設費(定率共通仮設費)		1.00	式	
現場管理費		1.00	式	
間接工事費計				
工事原価				
一般管理費等		1.00	式	
工事価格				
消費税相当額		10.00	%	
本工事費計				

【削除】

【削除】

### 割 増 単 価 表

7031 現道補修		留萌南部森林管理署 本署					
コードNo	(構造) 0~40mm	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		旭川(豪)	2	達布	49	1 m3	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3710	切込碎石	0~40mm	1.000	m3			
7032	砂利敷	モーターグレーダ3.1m級排出ガス対策型(第一次基準値)	1.000	m3			
計		週休:4週8休以上					
		単 価					
		単価の内労務費の金額					
		単価の内形成材料の金額					
[摘要]							



【削除】

### 割 増 単 価 表

7033 現道補修		留萌南部森林管理署 本署					
コードNo	(構造) 0~80mm	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		旭川(豪)	2	達布	49	1 m3	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3711	切込碎石	0~80mm	1.000	m3			
7032	砂利敷	モーターグレーダ3.1m級排出ガス対策型(第一次基準値)	1.000	m3			
計		週休:4週8休以上					
		単 価					
		単価の内労務費の金額					
		単価の内形成材料の金額					
[摘要]							

【追加】

## 割 増 単 価 表

7036 現道補修		留萌南部森林管理署 本署					
コードNo	(構造) 0~40mm	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		旭川(豪)	2	達布	49	1 m3	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3710	切込碎石	0~40mm	1.000	m3			
4414	ブルドーザ敷均し(普通作業員)	3t級、排出ガス対策型(第1次基準値)	1.000	m3			
計		週休:4週8休以上					
		単 価					
		単価の内労務費の金額					
		単価の内形成材料の金額					
[摘要]							

【追加】

## 割 増 単 価 表

7037 現道補修		留萌南部森林管理署 本署					
コードNo	(構造) 0~80mm	メインブロック		サブブロック		作成単位	
		旭川(豪)	2	達布	49	1 m3	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3711	切込碎石	0~80mm	1.000	m3			
4414	ブルドーザ敷均し(普通作業員)	3t級、排出ガス対策型(第1次基準値)	1.000	m3			
計		週休:4週8休以上					
		単 価					
		単価の内労務費の金額					
		単価の内形成材料の金額					
[摘要]							

【誤】

治山工事現場説明書

工 事 名 1192 林班治山工事  
工 事 場 所 留萌郡小平町字達布

留萌南部森林管理署 1192 林班  
別紙位置図のとおり  
(通勤拠点から現場までの距離 17.8km)

説 明 事 項

1 構造物の内容

(1) 溪間工事

工 種	規 模			備 考
	堤 高	堤 長	体 積	

(2) 山腹工事

工 種	種 別	数 量	備 考
鋼製土留工		6.77t	
植生マット伏工		641m <sup>2</sup>	

(注) 詳細については別紙構造図を参照。

2 支給材料及び貸与品について

該当なし

3 設計変更について

任意仮設については、原則として設計変更の対象としない。

4 災害補償について

災害補償については契約約款第 30 条にもとづいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。

(1) 補償の対象とならない事項

① 出来高について

工事の出来形が施工管理基準にもとづいて作成される図書等に記録されていないために被災部分の証明ができない場合。

② 機械器具類について

設計で積算しているものよりも常識的にみて、明らかに過大な機械器具が搬入され、それが災害を受けた場合。

③ 工事資材について

常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。

④ 仮設工（締切工、廻排水工、水替工等）について

受注者の責任においていずれの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されたため被災した場合。

5 工期の延長について

工期の延長については、契約約款第 22 条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。

(1) 降雨による場合

工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合。

(2) 資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合

(3) 災害補償の対象箇所での復旧を要する工事がある場合

6 労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通災害が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

(1) 保安帽及び保護具の完全着用

(2) 地山の掘削作業

(3) 機械作業及び機械器具の点検

(4) 高所（足場上）における作業

(5) 架線直下における作業

(6) 火薬類の取扱作業

(7) 資材運搬及び通勤時における交通災害

○ 積算に用いた設計条件

区 分	適 用	備 考
① 通勤拠点から現場までの距離	17.8km	
②工種区分	治山・地すべり防止工事	
③施工地域補正	山間僻地	
④現場環境改善費	該当有	
⑤補正地域区分	2級地	
⑥施工時期補正（冬期補正）	補正有	
⑦一般管理費（前払金支出割合による補正）	補正有	
⑧一般管理費（契約保証に係る補正）	金銭保証	
⑨工期の設定	標準工期	うち冬期日数 13日
⑩生コンクリートの設計単価	該当なし	
⑪切込砕石・砂利等の設計単価	見積単価	

⑫かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑬労務単価	令和5年3月	
⑭刊行物単価	令和5年3月	
⑮刊行物単価（四半期）	令和4年10月	
⑯施工パッケージ標準単価（東京単価）基準 年月	令和3年4月	
⑰冬期補正（労務費）	補正無	
⑱時間的制約を受ける工事の補正（労務費）	補正無	
⑲週休2日を促進する施工工事	受注者希望方式(4週8休以上)	

○ その他留意事項

- (1) 契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。
- (2) 入林手続について  
入林届けについては、国有林野管理規程細則第124条2項3に基づき、受注者から工事工程表の提出をもって提出されたものとみなす。
- (3) 山火事警防について  
当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」にもとづき万全の体制を講じること。
- (4) 支障木について  
工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。
- (5) 土石流による労働災害防止について  
当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事現場であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。

【正】

治山工事現場説明書

工 事 名 1192 林班治山工事  
工 事 場 所 留萌郡小平町字達布

留萌南部森林管理署 1192 林班  
別紙位置図のとおり  
(通勤拠点から現場までの距離 17.8km)

説 明 事 項

1 構造物の内容

(1) 溪間工事

工 種	規 模			備 考
	堤 高	堤 長	体 積	

(2) 山腹工事

工 種	種 別	数 量	備 考
鋼製土留工		6.77t	
植生マット伏工		641m <sup>2</sup>	

(注) 詳細については別紙構造図を参照。

2 支給材料及び貸与品について

該当なし

3 設計変更について

任意仮設については、原則として設計変更の対象としない。

4 災害補償について

災害補償については契約約款第 30 条にもとづいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。

(1) 補償の対象とならない事項

① 出来高について

工事の出来形が施工管理基準にもとづいて作成される図書等に記録されていないために被災部分の証明ができない場合。

② 機械器具類について

設計で積算しているものよりも常識的にみて、明らかに過大な機械器具が搬入され、それが災害を受けた場合。

③ 工事資材について

常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。

④ 仮設工（締切工、廻排水工、水替工等）について

受注者の責任においていずれの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されたため被災した場合。

5 工期の延長について

工期の延長については、契約約款第 22 条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。

(1) 降雨による場合

工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合。

(2) 資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合

(3) 災害補償の対象箇所での復旧を要する工事がある場合

6 労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通災害が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

(1) 保安帽及び保護具の完全着用

(2) 地山の掘削作業

(3) 機械作業及び機械器具の点検

(4) 高所（足場上）における作業

(5) 架線直下における作業

(6) 火薬類の取扱作業

(7) 資材運搬及び通勤時における交通災害

○ 積算に用いた設計条件

区 分	適 用	備 考
① 通勤拠点から現場までの距離	17.8km	
②工種区分	治山・地すべり防止工事	
③施工地域補正	山間僻地	
④現場環境改善費	該当有	
⑤補正地域区分	2級地	
⑥施工時期補正（冬期補正）	補正有	
⑦一般管理費（前払金支出割合による補正）	補正無	
⑧一般管理費（契約保証に係る補正）	金銭保証	
⑨工期の設定	186日	うち冬期日数 13日
⑩生コンクリートの設計単価	該当なし	
⑪切込砕石・砂利等の設計単価	見積単価	

⑫かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑬労務単価	令和5年3月	
⑭刊行物単価	令和5年3月	
⑮刊行物単価（四半期）	令和4年10月	
⑯施工パッケージ標準単価（東京単価）基準 年月	令和3年4月	
⑰冬期補正（労務費）	補正無	
⑱時間的制約を受ける工事の補正（労務費）	補正無	
⑲週休2日を促進する施工工事	受注者希望方式(4週8休以上)	

○ その他留意事項

- (1) 契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。
- (2) 入林手続について  
入林届けについては、国有林野管理規程細則第124条2項3に基づき、受注者から工事工程表の提出をもって提出されたものとみなす。
- (3) 山火事警防について  
当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」にもとづき万全の体制を講じること。
- (4) 支障木について  
工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。
- (5) 土石流による労働災害防止について  
当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事現場であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。